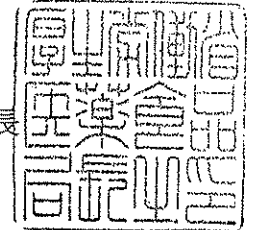




薬食発1014第9号
平成23年10月14日

各 都道府県知事 殿
保健所設置市長
特別区区长

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成23年政令第317号。以下「改正政令」という。）（官報号外第222号）が平成23年10月14日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第222号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) 3-クロロ-1, 2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
- (2) 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）6%以下を含有する製剤
- (2) シクロヘキシリデン-オトリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) ノナー-2, 6-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤



- (4) (2Z) - 2 - フェニル - 2 - ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (5) (Z) - 2 - [2 - フルオロ - 5 - (トリフルオロメチル) フェニルチオ] - 2 - [3 - (2 - メトキシフェニル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデン] アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (6) 2 - [2 - (プロピルスルホニルオキシイミノ) チオフェン - 3 (2H) - イリデン] - 2 - (2 - メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 2 - メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (8) 2, 2 - ジメチル - 2, 3 - ジヒドロ - 1 - ベンゾフラン - 7 - イル = N - [N - (2 - エトキシカルボニルエチル) - N - イソプロピルスルフェナモイル] - N - メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤

4 施行期日

平成23年10月25日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日(平成23年10月25日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年1月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年1月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存するものに関しても、法第12条第3項、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるため、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を除外したこと。

- (1) (Z) - 2 - [2 - フルオロ - 5 - (トリフルオロメチル) フェニルチオ] - 2 - [3 - (2 - メトキシフェニル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデン] アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤

(2) 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤

2 施行期日

公布の日 (平成23年10月14日) から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔政 令〕
 - 港則法施行令の一部を改正する政令 (三二四)
 - 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三二五)
 - 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(三二六)
 - 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(三二七)
 - 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三二八)
 - 特定非営利活動促進法施行令 (三二九)
- 〔府 令〕
 - 特定非営利活動促進法施行規則 (内閣府五五)
- 〔省 令〕
 - 所得税法施行規則の一部を改正する省令(財務六七)
 - 法人税法施行規則の一部を改正する省令(同六八)

- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同六九)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三〇)
- 環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令(環境二七)
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(防衛一四)

〔告 示〕

- 株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示(財務・農林水産・経済産業二二)

〔公 告〕

- 諸事項
 - 裁判所
 - 破産、免責、再生関係
 - 特殊法人等
 - 平成二十二事業年度財務諸表(独立行政法人日本原子力研究開発機構・独立行政法人福祉医療機構)、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、預金保険機構再生計画案、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
 - 地方公共団体
 - 旅行死亡人関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

- ◇港則法施行令の一部を改正する政令(政令第三二四号)(国土交通省)
 - 1 鼠ヶ間港及び真鶴港の区域を変更することとした。(別表第一関係)
 - 2 この政令は、平成二十三年一月一日から施行することとした。

- ◇環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三二五号)(環境省)

環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)の施行期日は、平成二十五年四月一日とし、同法附則第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同法第三号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とすることとした。

- ◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(政令第三二六号)(環境省)

1 事業者に対し、評価書について意見を述べることに必要な場合に、環境大臣に助言を求めるように努めなければならない公法上の法人を、港灣法(昭和二十五年法律第二十八号)第四条第一項の規定による港務局とすることとした。(第一三条関係)

- 2 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の市の区域に限られるものである場合に、事業者に対し、方法書について意見を述べることができる市は、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市長、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、及び福岡市とすることとした。(第九九条関係)

- 3 環境影響評価法による環境影響評価の対象事業の要件となる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第一七九号)第二条第一項第四号の政令で定める給付金は、地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金とすることとした。(第四四条関係)

- 4 この政令は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

- ◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第三二七号)(厚生労働省)
 - 1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。(第一一条関係)
 - (一) 三クロロロー・ニプロパンジオール及びこれを含有する製剤
 - (二) 一(四)フルオロフェニル・プロパン・二アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二一条第一項関係)
 - 五-メトキシ-N-Nジメチルトリブタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二一条第一項関係)
 - (一) シクロヘキサミン・ニ・五・五・トリメチルシクロヘキサミン六パーセント以下を含有する製剤
 - (二) シクロヘキサリデン・トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
 - (三) ノナ-ニ・六-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
 - (四) (ニ)ニ-ニ-ニ-ニ-ニヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
 - (五) (Z)-ニ-ニフルオロロ-五-トリフルオロメチル・フェニルチオ-ニ-ニ-ニ(ニ-ニメトキシフェニル)-ニ-ニ-ニチアゾリジン-ニ-ニイリデン)アセトニトリル(別名フルチア-ニル)及びこれを含有する製剤
 - (六) ニ-ニ(ニ-ニ)プロピルホルニルオキシイミド・チオフェン-ニ(ニH)-イリデン-ニ(ニ-ニ)ニメチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
 - (七) ニ-ニメチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
 - (八) ニ-ニジメチル-ニ-ニ-ニジヒドロ-ニ-ニベンゾフラン-ニ-ニイル-ニ-ニ(ニ-ニ)ニエトキシカルボニルエチル)ニ-ニイソプロピルスルホエナモイル)ニ-ニメチルカルバマート六パーセント以下を含有する製剤
 - 4 この政令は、3の規定を除き、平成二十三年一月二十五日から施行することとした。

附則
この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

国土交通大臣 前田 武志
内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年四月一日とし、同法附則第一条（第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

厚生労働大臣 小宮山洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣臨時代理 國務大臣 細野 豪志
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志
防衛大臣 一川 保夫
内閣総理大臣 野田 佳彦

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十六号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項第二号、第十条第四項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。
第十五条中「第七条から」を「第八条から」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第四項」と、「第十条第一項」を「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条」を「第十四条」に、「第十二条」を「第十五条」に、「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。
第十二条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。
第十一条を第十四条とし、第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。
（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）
第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

第九条を第十一条とする。
第八条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第十条とする。
第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。
（法第十条第四項の政令で定める市）
第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
（法第二条第二項第二号の政令で定める給付金）
第四条 法第二条第二項第二号に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目的経費の支出によるものとする。

一 地域自主戦略交付金
二 沖縄振興自主戦略交付金
三 社会資本整備総合交付金
別表第一中「第六条関係」を「第七条関係」に改める。
別表第二中「第九条関係」を「第十一条関係」に改める。
別表第三中「第十三条関係」を「第十六条関係」に改める。
別表第四中「第十四条関係」を「第十七条関係」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
（電気事業法施行令の一部改正）
第二条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。
第六条の二中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第二項」を「第十条第二項」に改める。

経済産業大臣臨時代理 國務大臣 細野 豪志
環境大臣 細野 豪志
内閣総理大臣 野田 佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。
第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の三から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 三クロロローソニン・ニプロパンジオール及びこれを含有する製剤

第一条中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三の次に次の一号を加える。

二十四の四 一（四）フルオロフェニル・プロパニール・ニ・アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

第二条第一項第四号の五中「製剤」を「製剤」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、三・アミノメチル・三・五・五・トリメチルシクロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中(163)を(169)とし、(156)から(162)までを(162)から(168)までとし、(155)を(160)とし、その次に次のように加える。

(161) ニーメチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(154)を(159)とし、(136)から(153)までを(141)から(158)までとし、(135)を(139)とし、その次に次のように加える。

(140) ニーニ（プロピルスルホニルオキシイミノ）チオフェンニ（ニ）イリデンニ（ニ）

（ニ）メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(134)を(138)とし、(126)から(133)までを(130)から(137)までとし、(125)を(128)とし、その次に次のように加える。

(129) (Z) ニーニ（ニ）フルオロローソニン（トリフルオロメチル）フェニルチオニ（ニ）ニ（ニ）

（ニ）メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(124)を(127)とし、(116)から(123)までを(119)から(126)までとし、(115)を(117)とし、その次に次のように加える。

(118) (ニ) ニーニ（ニ）フルオロローソニン（トリフルオロメチル）フェニルチオニ（ニ）ニ（ニ）

（ニ）メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(124)を(127)とし、(116)から(123)までを(119)から(126)までとし、(115)を(117)とし、その次に次のように加える。

(111) ノナーニ・六（ジ）エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(114)を(116)とし、(110)から(113)までを(112)から(115)までとし、(109)を(110)とし、その次に次のように加える。

(111) ノナーニ・六（ジ）エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(84)から(107)までを(84)から(108)までとし、(83)の次に次のように加える。

(84) シクロヘキシリデンニ（ニ）トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第五十四号の三ただし書中「一%」を「六%」に改め、同項中第百号の十六を第百号の十七とし、第百号の十一から第百号の十五までを一号ずつ繰り下げ、第百号の十の次に次の一号を加える。

百の十一 五（メ）トキシニ（ニ）ニ（ジ）メチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九條第一項第四号及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。第十九条の十の三の見出しを「認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人」を削り、「認定特定非営利活動法人をいう。以下この条及び次条において同じ。」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第三号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第四号中「認定特定非営利活動法人」を「当該認定特定非営利活動法人等」に改める。

第十九条の十の四第三項中「又は」の下に「法第四十一条の十八の二第一項に規定する」を加える。第二十二條の十二の見出しを「認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例」に改め、同条第一項から第三十八項までを削り、同条第三十九項中「第六十六条の十一の二第三項」を「第六十六条の十一の二第二項」に、「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、「行う」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条とする。

第二十二條の十五第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「平成十四年法律第五十一号」を加える。第二十二條の七十六の三の見出しを「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例」に改め、同条中「第二十二條の二十九項」を「第二十二條の十二」に改める。

附則

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第十項又は第十四項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行規則の規定の適用については、同令第二十二條の十二中「認定特定非営利活動法人等」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人(以下この条において「旧認定特定非営利活動法人」という。）」と、「同項」とあるのは「法第六十六条の十一の二第二項」と、「認定特定非営利活動法人等」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は旧認定特定非営利活動法人」とする。

○厚生労働省令第三百十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百十七号)の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四條の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(144)を(145)とし、(113)から(143)までを(114)から(144)までとし、(112)の次に次のように加える。

(113) (2) 一「二」フルオロ一五(トリフルオロメチル)フェニルチオ一三(一)メトキシフェニル)一三チアゾリジン一ニイリデン)アセトニトリル(別名フルチア

ニル)及びこれを含有する製剤
別表第一劇物の項第三十二号の三中「二」を「六」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十七号

環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)第一條の施行に伴い、並びに環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

環境大臣 細野 豪志

環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令

第三条の次に次の四條を加える。

(方法書の公表)

第三条の二 法第七条の規定による方法書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトへの掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第三条の三 法第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第三条の四 第一條の規定は、法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 法第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業が実施されるべき区域

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第三条の五 法第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第四条の次に次の一條を加える。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第四条の二 環境大臣は、法第三十三項の規定により意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

第七条の次に次の一條を加える。

(準備書の公表)

第七条の二 第三條の二の規定は、法第十六條の規定による公表について準用する。この場合において、第三條の二中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

2 第三條の二の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第十六條の規定による公表について準用する。この場合において、同条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第八条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三條の三の規定は、法第十七條第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第三條の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第八条第二項中「前項の」を「第三條の三に、前項中」を「第三條の三中」方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」とに改める。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の二 (略)</p> <p>六の三 <u>三―クロロ―</u>・<u>二―プロパンジオール</u>及びこれを含有する製剤</p> <p>六の四〜六の九 (略)</p> <p>七〜二十四の三 (略)</p> <p>二十四の四 <u>一―(四―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン</u>、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤</p> <p>二十四の五 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜四の四 (略)</p> <p>四の五 <u>三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン</u>(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤。ただし、<u>三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルア</u></p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の二 (略)</p> <p>六の三〜六の八 (略)</p> <p>七〜二十四の三 (略)</p> <p>二十四の四 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜四の四 (略)</p> <p>四の五 <u>三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン</u>(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤</p>

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六〇三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) シクロヘキシリデンーオトリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(85) (110) (略)

(111) ノナーニ・六ージエンニトリル及びこれを含有する製剤

(112) (117) (略)

(118) (ニZ) ーニーフエニルーニヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

(119) (128) (略)

(129) (Z) ーニーフルオロー五 (トリフルオロメチル) フ
エニルチオ ーニ ー「三 ー(ニメトキシフェニル) ー・三 ー
チアゾリジン ーニイリデン」アセトニトリル (別名フルチアニ
ル) 及びこれを含有する製剤

(130) (139) (略)

(140) ーニ ー「ニ (プロピルスルホニルオキシイミノ) チオフェン ー
三 (ニH) ーイリデン」 ーニ ー(ニメチルフェニル) アセトニ

四の六〇三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) (109) (略)

(110) (115) (略)

(116) (125) (略)

(126) (135) (略)

トリル及びこれを含有する製剤

(141) |
 (160) |
 (略)

(161) | 二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(162) |
 (169) |
 (略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―七―イル||N―〔N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフエナモイル)―N―メチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジ
メチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル||N―〔
N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスルフ
エナモイル)―N―メチルカルバマート六%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類
及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二〜百の十七 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

(136) |
 (155) |
 (略)

(156) |
 (163) |
 (略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―七―イル||N―〔N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフエナモイル)―N―メチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジ
メチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル||N―〔
N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスルフ
エナモイル)―N―メチルカルバマート一%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一〜百の十六 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (112) (略)

(113) (Z) —ニ—「ニ—フルオロ—五—(トリフルオロメチル)

フェニルチオ—ニ—「三—(ニ—メトキシフェニル)—

三—チアゾリジン—ニ—イリデン」アセトニトリル (別名フル

チアニル) 及びこれ含有する製剤

(114) (145) (略)

十二〇三十二の二 (略)

三十二の三 ニ—ニ—ジメチル—ニ—三—ジヒドロ—ベンゾフ

ラン—七—イル||N—(N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—

N—イソプロピルスルフェナモイル)—N—メチルカルバマート

(別名ベンフラカルブ) 及びこれ含有する製剤。ただし、ニ—

ニ—ジメチル—ニ—三—ジヒドロ—ベンゾフラン—七—イル

||N—(N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピ

ルスルフェナモイル)—N—メチルカルバマート六%以下を含有

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (112) (略)

(113) (略)

(144) (略)

十二〇三十二の二 (略)

三十二の三 ニ—ニ—ジメチル—ニ—三—ジヒドロ—ベンゾフ

ラン—七—イル||N—(N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—

N—イソプロピルスルフェナモイル)—N—メチルカルバマート

(別名ベンフラカルブ) 及びこれ含有する製剤。ただし、ニ—

ニ—ジメチル—ニ—三—ジヒドロ—ベンゾフラン—七—イル

||N—(N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピ

ルスルフェナモイル)—N—メチルカルバマート一%以下を含有

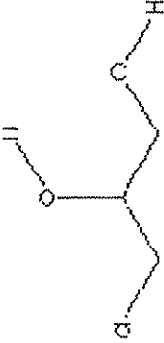
するものを除く。

三十三〜六十七 (略)

するものを除く。

三十三〜六十七 (略)

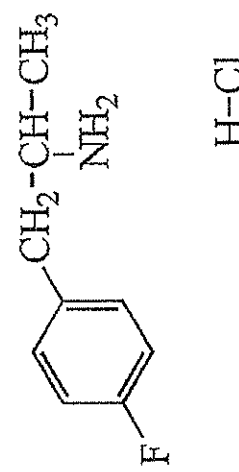
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-クロロ-1,2-プロパンジオール	 <p> $C_3H_7ClO_2$ 分子量 110.5 CAS No. 96-24-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色～淡黄色液体 (吸湿性) 沸点: 213°C 融点: -40°C 蒸気密度: 3.8 (空気=1) 比重: 1.32 (g/mL) 蒸気圧: 27 Pa (20°C) 溶解性: 水によく溶ける。 (100g/100mL) エタノール、エーテルに溶ける。 引火性: - 安定性: - 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 150～300 マウス 135～180 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 1,057 マウス 1,057 急性吸入毒性 LC_{50} (ppm (4hr)) ラット 88～174 (=0.39～0.78 mg/L) (蒸気) 皮膚刺激性/皮膚腐食性 In vitro 試験 EpiDerm™: 腐食性陰性 VitroLife-Skin™: 腐食性陽性 眼刺激性 ウサギ 刺激性あり。	有機合成の間体、ダイナマイトの抗凍結剤、セルロースアセテート等の溶媒、げっ歯類の不妊化剤等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

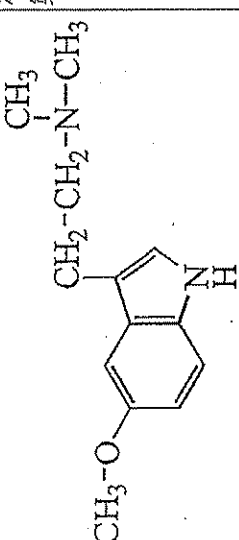
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン	<div style="text-align: center;">  <p> <chem>CC(N)Cc1ccc(F)cc1</chem> $C_9H_{12}FN \cdot HCl$ 分子量 189.68 CAS No. 64609-06-9 </p> </div>	原体、その塩類及びこれらのお互れかを含むする製剤。	外觀: 白色/結晶性 溶解性: 水に可溶	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) フット(♂♀) 50 経過観察 フット(♂♀) 振戦、はいずり姿勢、痙攣 ・被験物質によって中枢神経の運動支配系に異常が生じて運動協調性が失われた結果と考えられる。 用量: 50mg/kg で死亡又は安楽殺した個体では痙攣が認められており、痙攣発作に伴う呼吸不全が死因の一つと考えられる(死亡直後の解剖で死後硬直が観察されたのは痙攣のためと考えられる。) (中枢神経系) 常同行動、幻覚様行動 (交感神経系) 立毛、体温上昇、顕著な流涎 (交感神経系、副交感神経系) 唾液の分泌 (その他) 死亡又は安楽殺した個体では、胃の膨満と腺胃大彎部にストレス性の出血 死因 フット(♂♀) 痙攣発作に伴う呼吸不全	試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

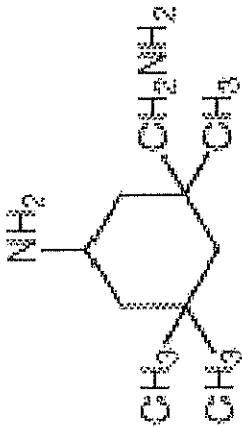
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
5-メトキシ-N,N-ジメチルトリプタミン	 <p> $C_{13}H_{18}N_2O$ 分子量 218.29 CAS No. 1019-45-0 </p>	原体、その塩類 及びこれら のいずれか を含有する 製剤	性状: 灰色かかった白色/ 結晶性	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♂♀) 200 経過観察 ラット(♂♀) 振戦、はいずり姿勢、痙攣 ・被験物質によって中枢神経の運動 支配系に異常が生じて運動協調性 が失われた結果と考えられる。 死亡又は安楽殺した個体では強 度の痙攣が観察され、後弓反射を 伴う強直性痙攣が観察された個体 も認められた。 スノコを噛む行動も、咬筋に生じた 痙攣と考えられる。 (交感神経系)立毛、体温上昇、腸 管の弛緩 (副交感神経系)消化管内液貯留 (交感神経系、副交感神経系)唾 液の分泌、顕著な流涎 (その他)死亡又は安楽殺した個体 では、腺胃大彎部にストレス性の 出血 死因 ラット(♂♀) 痙攣発作に伴う呼吸不全	試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

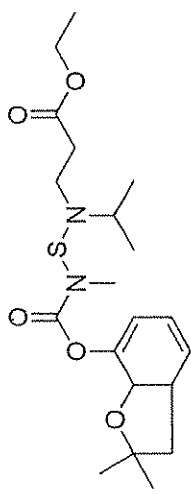
濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イノホロンジアミン)6%以下を含有する製剤	 <p> $C_{10}H_{23}N$ 分子量 170.3 CAS No. 2855-13-2 </p>	これ含有する製剤	外観:特徴的な臭気を有する無色〜わずかにうすい黄色の液体 沸点:247°C (1,013 hPa) 融点:10°C 蒸気密度:5.9 (空気=1) 比重:0.92~0.925 (g/cm ³) (20°C) 蒸気圧:2 Pa (20°C) 溶解性:水と任意に混和 引火性:引火点 (110°C, Closed cup) 安定性: + 反応性:酸類と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,030 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 4.6 (ミスト). 皮膚刺激性 ラット、ラット 刺激性あり。 眼刺激性 ラット 刺激性あり。 皮膚腐食性 In vitro 試験:腐食性陽性 6%製剤: 眼刺激性 ラット ・毒物劇物の判定基準により、試験動物3匹中少なくとも2匹で、被験物質滴下後 24、48及び 72 時間における評価の平均スコア計算値が角膜混濁 ≧3又は虹彩炎 >1.5 で陽性反応が見られなかった。	接着剤、洗剤、樹脂用添加剤、樹脂硬化剤、試薬、ウレタンラッカー製造時の鎖伸長剤の中間物等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

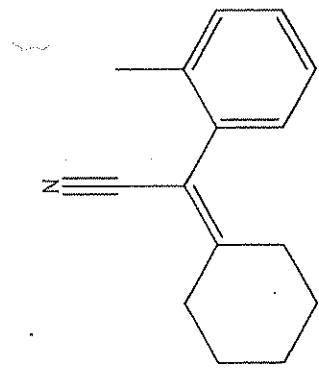
濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル-N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-インプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)6%以下を含む製剤	 <p style="text-align: center;"> $C_{20}H_{30}N_2O_5S$ 分子量 410.5 CAS No. 82560-54-1 </p>	これを含む製剤	外観:うすい黄色液体 沸点:200°Cで分解のため測定不能 融点:— 密度:1.1493g/cm ³ (20°C) 蒸気圧:1×10 ⁻⁵ Pa (20°C) 溶解性:— 水溶解度:7.74×10 ⁻³ Pa (20°C, pH 6.5) 引火性:低い。 発火性:低い。 安定性(対熱):安定(室温)、200°C付近から分解 反応性:水や空気とは反応しない。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 222.6 ラット(♀) 205.4 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) >2000 皮膚刺激性:— 眼刺激性:極く軽度の刺激性あり。 6%製剤: ・当該物質がラットに経口投与困難な製剤であることから、毒物劇物の判定基準の2.(2)製剤について知見がない場合により、計算式から、6%を濃度下限値とした。	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。


劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
シクロヘキシリデン-オ-トリルアセトニトリル	 <p> $C_{15}H_{17}N$ 分子量 211.3 CAS No. 916887-53-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色固体 沸点: 329°C (1000.0 hPa) 融点: 63°C 密度: - 蒸気圧: 0.0002 hPa (20°C) 水溶解度: 1.290 mg/L (20°C) 安定性: 乾燥した換気のよい室内に密閉容器で 810 日 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} > 2,000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) \bar{x} > 4.076 (ダスト、ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ -	調合香料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

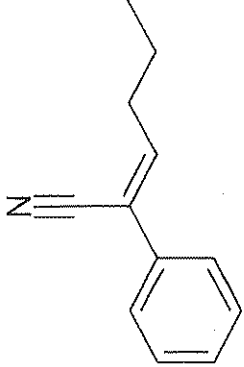
※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ノナ-2,6-ジエンニトリル	 <p> $C_9H_{13}N$ 分子量 135.2 CAS No. 67019-89-0 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀:無色～淡黄色液体 沸点:203℃ 融点:— 密度:— 蒸気圧:— 水溶解度:— 安定性:乾燥した換気のよい室内に密閉容器で365日 反応性:—	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} 値>2,000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} 値>2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L(4hr)) \bar{x} 値>5.4(ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ:— 眼刺激性 ウサギ:—	調合香料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

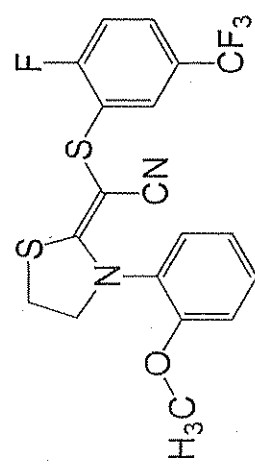
※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル	 <p> $C_{12}H_{13}N$ 分子量 171.24 CAS No. 130786-09-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤 原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的香気を有する液体 沸点: $270 \pm 2^\circ C$ 融点: $-20 \pm 0.5^\circ C$ 比重: (d ₂₀ /20) 0.971 蒸気圧: $5.9 \times 10^{-1} Pa$ (25°C) 水溶解度: 不溶 引火点: $127 \pm 2^\circ C$ 安定性: - 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} $> 300, < 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} $> 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) \bar{x} > 4.792 (ダスト、ミスト) (類似構造物質の2-シクロロヘキシリデン-2-フェニルアセトニトリルの試験データを引用) 皮膚刺激性 ウサギ 軽微な刺激性あり。 眼刺激性 ウサギ 軽微な刺激性あり。	化粧品用香料の調合原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

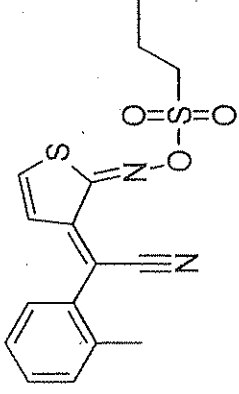
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イル]ベンゾアセトニトリル(別名フルチアニル)	 <p> $C_{19}H_{14}F_4N_2OS_2$ 分子量 426.5 CAS No. 958647-10-4 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色結晶性粉末 沸点: 299.1°C (2.53 kpa) 融点: 178~179°C 密度: 1.45 g/cm ³ (20°C) 蒸気圧: < 1.3 × 10 ⁻⁵ Pa (25°C) < 1.7 × 10 ⁻⁵ Pa (30°C) 水溶解度: 0.0079 mg/L (20°C) 引火性: 低い。 安定性(対熱): 約 280°Cまでは熱的に安定。 反応性: 水や空気とは反応しない。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) > 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂♀) > 5.17 (ダスト) 皮膚刺激性 ウサギ ー 眼刺激性 ウサギ 極く軽微の刺激性あり。	農薬 (殺菌剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

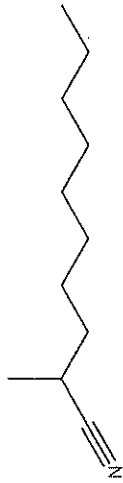
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-[2-(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフエニル)アセトニトリル	 <p> $C_{16}H_{16}N_2O_3S_2$ 分子量 348.45 CAS No. 852246-55-0 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:黄褐色粉末 沸点:— 融点:93~95°C 密度:— 蒸気圧:— 水溶解度:— 引火性:+ 安定性:室温で安定 反応性:—	原体: 急性経口毒性 $LD_{50}(mg/kg)$ $マウス(♀) > 2,000$ 急性経皮毒性 ・当該物質の物理化学的性質及び皮膚刺激性試験の結果から、特異的に強度の経皮毒性を呈さないとし、当該試験を実施するには至らなかった。 急性吸入毒性 $LC_{50}(mg/m^3(4hr))$ $マウス(♂♀) > 3,506(ミス)$ (類似構造物質の2-[2-(4-メチルフエニルスルホニルオキシイミノ)-2,3-ジヒドロチオフェン-3-イルイデン]-2-(2-メチルフエニル)アセトニトリルのデータを引用) 皮膚刺激性 $ウサギ(♂♀)$ — 眼刺激性 $ウサギ(♂♀)$ —	フォトリジスト用の光酸発生剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-メチルデカンニトリル	 <p> $C_{11}H_{21}N$ 分子量 167.0 CAS No. 69300-15-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色液体 沸点: 247°C 融点: - 密度: 0.815 蒸気圧: 0.0267 hPa (20°C) 水溶解度: - 安定性: 乾燥した換気のよい室内に密閉容器で 360 日 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} ヲト $\geq 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) \bar{x} ヲト $\geq 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) \bar{x} ヲト ≥ 6.3 (ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ -	調合香料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。